

八幡浜市地域おこし協力隊 募集要項

1 八幡浜市の概要

八幡浜市は、愛媛県の西部に位置し、松山市から車で約1時間の位置にあります。また、映画「すずめの戸締まり」にも登場する八幡浜港からは1日20便のフェリーが九州から往来し、四国の西の玄関口となっています。

柑橘産地としても全国的に有名で、日の丸、真穴、川上、蜜等のブランドみかんは、価格相場を牽引するプライスリーダーの地位を長く維持しています。さらに、古くから漁業が盛んで、西日本有数の水産都市としても知られています。

しかし、他の地方都市と同じく、高校卒業後に就職や進学で都市圏へ若者が流出し、少子高齢化による人口減少が加速しています。

そこで、意欲のある地域外からの人材を積極的に受入れ、新たな視点・発想により八幡浜市の地域資源等の魅力を再発見し、八幡浜市の全国的な知名度、認知度を向上させる活動を行うとともに、八幡浜市を盛り上げてくれる地域おこし協力隊を募集します。



2 募集人員

こどもの居場所づくりミッション 1人

3 配属先及び活動内容等

配属先	八幡浜市役所 子育て支援課 (市役所内に席を設けますが、積極的に市役所外で活動をして頂きます。)
活動内容	市役所職員と連携しながら下記の活動を行って頂きます。 ○ <u>こどもたちの新たな居場所づくり</u> 地域やこどもたちのニーズを把握し、既存の地域資源を生かした新たな居場所づくりを共に企てる。 ○ <u>地域団体の中間支援</u> こどもに関わる既存団体（こども食堂や放課後のこどもの居場所運営団体等）をサポートするとともに、各種課題を共有し、解決へ向けた取り組みを行う。 ○ <u>こどもの居場所に関する情報の発信</u> SNS や HP を活用し子どもに関わる施策やイベント情報をタイムリーに発信。

3年間の活動イメージ	着任後に市職員と協議しながら活動を実施して頂きます。（下記はイメージ） 1年目（まずは八幡浜を知ることから） ・ 子育てに関することを中心に、市役所を拠点に業務を実施しながら、既存の子育て支援団体（こども食堂や放課後のこどもの居場所運営団体等）等とのコミュニケーションを図る。 ・ 先進地の視察等を通して、八幡浜市での活用イメージを膨らませる。 ・ 統廃合等により学校が閉校となった地域のこどもの居場所のニーズを調査・分析を行う。 2年目（構想、チャレンジ） ・ 地域資源（空き家、公民館、教育施設等）を活用したこどもの居場所を検討する。 ・ 利用するターゲットを絞り、具体的な事業イメージを検討し、モデル事業を実施。 3年目（具体化、退任に向けて） ・ 2年目に実施したモデル事業を基に、持続可能な事業展開を検討する。 ・ 退任後の生業に関する準備を行う。
退任後のイメージ	・ こどもの居場所づくりに係る団体の設立 ・ 市の職員としてこどもの居場所づくりに継続して関わっていく ・ 既存団体の職員として就職 等 活動をしていく中で、様々な視点から共に退任後のビジョンを検討していきます。

4 活動時間

勤務日	原則として月曜日から金曜日
勤務時間	原則として午前9時から午後5時まで（休憩1時間を含む）の1日7時間
休日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）。ただし、必要に応じ休日等の勤務もあります。 ※休日等の時間外勤務は、原則代休対応とします。

5 任用形態及び任用期間

任用形態	八幡浜市の会計年度任用職員（パートタイム）
任用期間	任用の日から令和8年3月31日までとします。ただし、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、最長3年間を限度に公募によらない再度の任用を行う場合があります。

6 報酬

報酬	月額 210,722 円
その他の報酬等	期末・勤勉手当（年間 4.6 月分）、通勤にかかる費用弁償等 ※昇給及び退職手当の支給はありません。また、報酬から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

7 待遇・福利厚生

休暇	年次休暇・夏季休暇等の有給休暇等
保険	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）等に参加

8 サポート体制

活動のサポート	・ 市役所勤務となるため、日々の活動に関する不安や悩みの解消に対し市の担当職員が全力でバックアップします。 ・ 月に 1 回、地域おこし協力隊全員での会議を実施しており、他の協力隊員との情報共有を図ることができ、共同でのイベント開催等も行うことができます。 ・ 県等が実施する研修等に積極的に参加することが可能で、任期中、任期後に関する様々な情報収集が可能です。 ・ 活動に使用する車両とパソコンは、市が無償貸与します。 ・ その他活動に要する経費（消耗品費、研修会参加費等）については、隊員と協議のうえ、予算の範囲内で市が負担します。 ・ 着任時に赴任旅費等手当（上限 100,000 円）を支給します。
暮らしのサポート	・ 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めます。 ・ 活動中の住居については市が無償貸与します。民間賃貸住宅への入居となります。（光熱水費・地区会費等は個人負担、家具・家電等はご自身でご準備頂く必要があります。）

9 応募要件

年齢	令和7年4月1日時点で、年齢が満18歳以上の方
性別	問いません
居住地要件	現に三大都市圏等の都市地域または地方都市（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に指定された条件不利地域以外の地域）に住所を有し、採用後八幡浜市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方（Uターン等も可能） ※対象地域については総務省の地域おこし協力隊の地域要件をご確認ください。 検索 総務省HPより「地域おこし協力隊 地域要件」で検索
その他	● 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方 ● 任期終了後は、八幡浜市で起業また就職等により定住する意思がある方 ● 普通自動車運転免許を有し、実際に運転が可能な方 ● 地域住民とともに地域活性化に取り組み、地域を元気にする意欲のある方 ● 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方 ● パソコンの使用（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる方 ● インターネットの使用（SNSによる情報発信等）ができる方 ● こども・教育・福祉に関心があり、関連する免許・資格があれば尚可

10 申込受付期間

申込受付期間：随時

※ 郵送もしくはメールで受け付けます。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

※ 採用者が決定した場合には、受付を終了します。

11 選考方法

第1次選考 (書類選考)	書類選考の上、結果を文書等で応募者に通知します。
第2次選考	第1次選考合格者を対象に、 <u>2泊3日の活動体験（お試し協力隊）、個人面接</u> を実施します。 ※ 第2次選考試験に要する交通費等の経費は、市が上限50,000円まで負担します。
最終選考結果の報告	最終選考の結果報告は、第2次選考者全員に文書等で通知します。

八幡浜市では、採用後のミスマッチ防止の観点から「お試し協力隊」を実施しています。

1 2 応募手続き・問い合わせ先

(1) 提出書類

- ① 応募用紙・レポート（市ホームページよりダウンロードしてください。）

テーマ「八幡浜市で地域おこし協力隊員として、できること、やりたいこと」について、1,000文字程度で作成してください。

- ② 履歴書（市販のもので可。写真添付）

※ 簡単な応募動機や、特技などを記載すること（別紙可）

八幡浜市公式HP <http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>

(2) 応募書類提出・問い合わせ先

〒796-8501

愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所 総務企画部 政策推進課 地域づくり支援係 担当：井野

電話 0894-21-0413 F A X 0894-21-0409

E-mail ino-hirotosi@city.yawatahama.ehime.jp

1 3 その他

前もって、八幡浜市及び地域の見学等を希望される方は、お気軽にご相談下さい。